

2020年7月



葵総合経営センターだより

特集

コロナ禍

税制上措置・助成金・予防等

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



医療法人明雅会
鈴木歯科医院様
ご提供

コロナにより世の中では働き方、生活様式が変わり、健康や安全を守るという新しい常識ができてきました。今後もコロナと向き合いながら進んでいかなければなりません。

ビジネス面でも日本の構造改革が進む中、非接触型を取り入れた新しいICT時代の到来などで、業務の見直し、さらには業種転換までも考えなければならない時に来ています。

顧問先企業の皆様方に対するコロナ支援はもちろんのこと、この状況を打破するため、新しい時代に成長できるようスタッフ一同ご支援させていただきます。

葵総合経営センター 代表 杉浦 康晴

No.582

コロナ禍（税制上措置・助成金等）

葵総合税理士法人 税務会計部 梅田 裕二

令和2年4月30日に国会で成立した新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置では、新型コロナウイルス感染症のわが国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとしています。また、補助金や助成金、融資制度と幅広い支援策が次々と出されています。一方で、情報が多すぎてどれに該当するのかがわからないという声も多くいただいております。今回は執筆時点での主だった制度をまとめてみました。なお、いずれの制度も一定の要件がありますので、適用を受けようとする場合は、要件を満たすかどうかを予め確認するようにしてください。

『国税における主な措置』

- 納税の猶予制度の特例（無担保＋延滞税なしで1年間納税猶予 など）
 - 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例（課税期間開始後であっても、消費税の課税事業者を選択する（やめる）ことができる）
 - 欠損金の繰戻しによる還付の特例（対象法人の拡大）
 - テレワーク等のための中小企業の設備投資税制（中小企業経営強化税制の拡充）
- *財務省HP https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

『資金繰り支援（融資制度・信用保証制度）』

- 政府系金融機関である日本政策金融公庫や商工中金に加え、民間金融機関においても実質無利子・無担保融資を受けることができる。また、信用保証料が減免される。
- *経済産業省HP <https://www.meti.go.jp/covid-19/>

『＜主に国が取り扱う＞給付金、助成金、補助金』

- 持続化給付金（新型コロナウイルスの影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対して、法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円を支給）
 - 雇用調整助成金の特例措置（助成内容・対象の大幅拡充、受給要件の緩和、手続の簡素化）
 - 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（労働基準法上の年次有給休暇とは別途有給の休暇を取得させた事業主に対する助成金）
 - 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方で、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代に対する支援金）
 - ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための前向きな投資を行う事業者を対象とする「特別枠」を設け優先的に支援）
 - 小規模事業持続化補助金（同上「特別枠」の設置）
 - IT導入補助金（同上「特別枠」の設置）
- *経済産業省HP <https://www.meti.go.jp/covid-19/>

『＜主に地方自治体を取り扱う＞給付金、助成金、補助金』

- 各地方自治体のHPにてご確認ください。また、中小企業基盤整備機構が運営する中小企業

ビジネス支援サイト「J-Net21」において、新型コロナウイルスに関する都道府県別の補助金、助成金、融資の情報がまとめられています。<https://j-net21.smri.go.jp/>

『固定資産税・都市計画税の減免』

○事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（令和3年度分）の減免

○事業用家屋に対する都市計画税の減免

- ・令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率
50%以上減少 ⇒ 減免率：全額、30%以上50%未満 ⇒ 減免率：2分の1

次に、実務上対応が必要となることが考えられる事例をみていきます。

事例1：新型コロナウイルス感染症の影響で予定していた収入が無くなり、毎月の家賃や従業員の給与等の支払いも困難な状況であることから、役員給与の減額を行うこととした場合。
→業績悪化改定事由による改定に該当するものと考えられる。したがって、改定前に定額で支給していた役員給与と改定後に定額で支給する役員給与は、それぞれ定期同額給与に該当し、損金算入することになる。ただし、影響が止んだことで、その事業年度中に2度目の改定を行い、従来の支給額に戻した場合には、職務の内容の重大な変更等のやむを得ない事情が無ければ、その戻した部分に相当する金額は定期同額給与に該当しないこととなる。

（国税庁FAQ、税務通信3603号2頁、3606号2頁）

事例2：事業者が感染リスクを抱えながら業務に従事する従業員に見舞金を支給した場合。

→次の3つの条件を満たす場合には、所得税法上、非課税所得に該当します。

【条件①】その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるものであること。

【条件②】その見舞金の支給額が社会通念上相当であること。

【条件③】その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと。

【条件①について】

- ・従業員等やその親族が新型コロナウイルス感染症に感染したため支払いを受けるもの。
- ・緊急事態宣言下において、事業の継続を求められる事業者の従業員等で、多数の者との接触を余儀なくされる業務など、感染リスクの高い業務に従事している者、かつ、緊急事態宣言がされる前と比較して、相当程度心身に負担がかかっていると認められる者。
- ・従業員等やその親族が新型コロナウイルス感染症に感染するなどして、その所有する資産を廃棄せざるを得なかった場合に支払いを受けるもの。

【条件②について】

- ・その支給額が、感染の可能性の程度や感染の事実に応じた金額となっており、かつ、そのことが慶弔規程等で明らかな場合。
- ・その支給額が、慶弔規程等や過去の取扱いに照らして相当と認められる場合。

【条件③について】

次のような見舞金は役務の対価たる性質を有していないものには該当しない。

- ・本来受けるべき給与等を減額した上でそれに相当する金額を支給するもの。
- ・感染の可能性の程度に関わらず従業員に一律に支給するもの。
- ・感染の可能性の程度が同じと認められる従業員のうち特定の者にのみ支給するもの。
- ・支給額が通常の給与の多寡に応じて決定されるもの。 （国税庁FAQ）

新型コロナウイルス感染症に関する情報は日々更新されています。ここに書ききれない内容もたくさんございます。執筆現在の内容であることをご了承ください。

ご不明な点は、税理士法人各担当者までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

新しい生活様式の実践・感染予防対策

葵労務管理事務所 鍵谷 辰也

経営者の皆様におかれましては、職場などで新型コロナウイルスの感染予防対策に取り組んでいらっしゃると思います。同時に従業員が安全で安心して働ける環境づくりに取り組むこと、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を従業員に周知することが求められます。職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、各職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただく事が重要です。こうしたことから、愛知労働局より職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況を確認いただくことを目的としてチェックリストが発表されましたのでお知らせいたします。職場の実態を確認し、全員がすぐにできることを確実に実施していくことが大切です。

※「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」※

1. 感染防止のための基本的な対策

(1) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- ・人との間隔は、できるだけ2メートル空けることを求めている。
- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。
- ・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。
- ・こまめな手洗いの重要性について全員に周知し、徹底を求めている。
- ・人がよく触れる箇所について、拭き取り・消毒を行なっている。

(2) 3つの密の回避等の徹底

- ・3つの密（密集・密接・密閉）を回避する行動について全員に周知し徹底を求めている。
- ・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。
- ・こまめな喚気について全員に周知し、徹底を求めている。

(3) 日常的な健康状態の確認

- ・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。
- ・出勤時等に、全員の日々の体調（風邪症状や発熱の有無等）を確認している。

(4) 一般的な健康確保措置

- ・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。
- ・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。

(5) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況より

- ・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。
- ・「時差出勤でゆったりと」を取り入れている。
- ・「オフィスはひろびろと」を取り入れている。

- ・「会議はオンライン」を取り入れている。
- ・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。
- ・「対面での打合せは喚気とマスク」を取り入れている。

2. 感染防止のための具体的な対策

(1) 基本的な対策

- ・①喚気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声、の「3密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。

(2) 喚気の悪い密閉空間の改善

- ・職場の建物の窓が開く場合、常時開ける、または1時間に2回程度窓を全開にしている。

(3) 多くの人が密集する場所の改善

- ・在宅勤務・テレワーク・ローテーション勤務などを推進している。
- ・時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。
- ・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。
- ・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の間隔をできるだけ2m（最低1m）空け、可能な限り真正面をさけるようにしている。
- ・接客業等について、人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。

(4) 接触感染防止について

- ・物品・機器等（例：電話、パソコン、デスク等）については、複数人での共用をできる限り回避するようにしている。
- ・事業所内で労働者が触れることがある物品・機器について、こまめに消毒を実施することとしている。

(5) 近距離での会話や発声の抑制

- ・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。
- ・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。

3. 風邪症状が出た場合の対応

風邪症状が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。

4. 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が出た場合等の対応

(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化

新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと、及び差別的取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。

(2) 陽性者が出た場合の対応

新型コロナウイルスの陽性であると判明した場合は、速やかに勤務先に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。

5. 事業所の代表者が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明していること。

7月、8月の税務・労務

7月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
 - ◇納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月）の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付
 - ◇社会保険の報酬月額算定基礎届
 - ◇労働保険概算・確定保険料の申告及び納付
 - ◇労働保険料の納付（第1期）
- 15日◇所得税予定納税額の減額承認申請
- 31日◇令和2年5月決算法人の確定申告、11月決算法人の中間申告、8月・11月・2月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
 - ◇令和2年5月決算法人の事業所税申告及び納付
 - ◇所得税予定納税額第1期分の納付
 - ◇固定資産税及び都市計画税第2期分の納付

8月の税務・労務

- 11日◇源泉所得税の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付
- 31日◇令和2年6月決算法人の確定申告、12月決算法人の中間申告、9月・12月・3月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
 - ◇令和2年6月決算法人の事業所税申告及び納付
 - ◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付
 - ◇個人事業税第1期分の納付
 - ◇個人住民税第1期分の納付
 - ◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届（期限＝支払後5日以内）



※上記に拘わらず期限等が延長されている場合があります。



ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和2年 7月 22日 (水)
 令和2年 8月 18日 (火)
 令和2年 9月 16日 (水)
 弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和2年 7月 22日 (水)

◎休日のお知らせ

7月							8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4							1
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29
							30	31					

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



編集 葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

小林浩子 鈴木寛大 中島和人 加藤紀男
 都築玲香 早川 毅 山田真義 木全美帆

ここ数カ月、休日は外出を控えたこともあり、家にあったDVDを引っ張り出して観ていました。そのなかで「ザ・ホワイトハウス」をととても興味深く観ることができました。過去にNHKの地上波でも放映していた海外ドラマですが、現在荒れているアメリカの政治・社会について、ニュースからだけではわからない日本とは異なる構造の一部を知ることができ興味深いものでした。

中島 和人